

議 第 244 号

平成29年11月22日提出

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

熊本市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表熊本市立弓削小学校の項中「龍田町弓削879番地1」を「弓削3丁目20番1号」に改め、同表熊本市立河内小学校白浜分校の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の表熊本市立弓削小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

河内小学校白浜分校を廃止する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。